

日 点 委 広 報
日本 の 点 字
第 4 号

日本点字委員会 1977年12月1日発行

〒160 東京都新宿区高田馬場 1-23-4 日本点字図書館内
日本点字委員会事務局
TEL (03) 209-0241

目 次

I.	はじめに	2
II.	日点委に寄せられた意見の概要	3
III.	決定された修正原案	7
IV.	継続審議の課題	13
V.	総会決定事項	19
VI.	あとがき	20

I. はじめに

～最終結論を見送る～

さる8月27、28の両日にわたり日本点字図書館を会場として、第10回日本点字委員会総会が開催された。14名の日点委委員および3名の事務局員全員のほかに、17名におよぶオブザーバーの出席があったことは、今年の総会の大きい特長ということができるだろう。

初日は午前11時開会。附属盲の小林および日本ライトハウスの宮田両委員を議長に選び、事務局および関東・関西小委員会はじめ各専門委員会よりの報告があり、ただちに表記法改訂の討議に入った。こうして初日は5時半閉会、二日目は9時開会、3時閉会に至るまで、理想的な点字表記法を目指してしんげんな討議が重ねられたのである。

すでに「日本の点字第3号」にも報告してあるように、日点委の予定としては、本総会で結論を得てさっそくまとめの作業に入るというスケジュールを組んでいたが、慎重論が多く、ことに近盲研点字部会からは「今回ただちに結論を出すことを避け、本総会の審議内容をもう一度全国に流し、再度意見を求め、それを参考にして結論を出すように」との要望もあり、今回はそれらを踏まえて結論を急ぐことなく十分に意見を出し合うことに主眼をおいて討議が進められた。その結果、なお若干の未審議部分もあり、もう一度全国的に広く意見を求める必要性が認められ、最終結論は次の総会にもちこまれることになった。本総会の審議内容は後に記すとおりであるが、日点委としてはこれらについて多数の方々から参考意見が寄せられることを期待している。なお次回総会は明年(53年)3月下旬ごろ関西で開催される予定である。

～本総会をむかえるために～

日点委としては、本総会をむかえる準備として関東および関西小委員会において、「日本の点字・第3号」について検討を重ねてきた。関東小委員会の場合、第2土曜日を定例研究日として月例研究会を開催。これには平塚盲学校・神奈川県ライトセンター・川崎市福祉センター・同盲人図書館・七沢ライトホーム・埼玉県立川越図書館・上田点字図書館等より毎回関係者が出席、協力を得た。関西小委員会においても各盲学校、点字関係施設、さらにボランティアの方々の協力を得る等、広く意見を求めて検討を重ねてきたのである。小委員会においてもなお完全に意見を一本化

し得ない面もあったが。こうした研究が本総会の討議事項に多くの基礎データを提供したこととは言うまでもない。

さらに日点委事務局へは多数の盲学校や点字関係施設、および個人の方々から貴重なご意見が寄せられた。この概略は次に示すが、こうした反響もかつてはあまりみられなかつた現象で、今回の表記法改訂に対する一般の关心の深さを示すものと思われる。事の重大性を思い、一層慎重にならざるを得ない所以である。ご意見をいただいた方々に心から感謝の意を表する次第である。

～諸報告から～

- (1) 事務局報告から 51年度「日本点字表記法」販売数は、点字123冊、活字1,332冊。当初よりの累計では、点字販売数994冊。贈呈207冊、活字販売数7153冊。贈呈810冊。
- (2) 理化学記号専門委員会報告から 昨年、改訂・増補の原案を得て、「日本の点字・第3号」に掲載し意見を求めたが、特に反対意見はなかった。同意が得られたものと解釈し、出版準備に入る予定。
- (3) 数字記号専門委員会報告から すでに底案は得ている。担当委員のもとで出版原稿整理中。
- (4) 相互変換専門委員会報告から コンピューター利用の点字印刷技術の開発がかなり進んでいる。相互変換用の点字記号の整備も急がなければならぬが、一般表記法との関連も深いので今回の表記法改訂の諮詢を得てから作業を進めたいと思っている。

II. 日点委に寄せられた意見の概要

「日本の点字・第3号」の中間報告に対して、次の3研究会、13盲学校、5施設、および7名の個人から、文書で貴重なご意見が寄せられた。

（関東地区小委員会（関東委）、近畿点字研究会（近点研）、
近畿盲学校教育研究会点字部会（近盲研）,
宮城・鶴岡・松本・岐阜・徳島・柳川の各盲学校、大阪市盲・松山盲各点字委員会、
茨城盲図書部、石川盲点字研究会、滋賀盲点字教育部、京都盲点字指導研究委員会、
山口盲研究部,
札幌点字図書館むつの会、岩手県点字図書館、栃木県身体障害者福祉会館、
京都ライトハウス点字図書館、沖縄点字図書館,
秋元義、河野憲利、高畠雅彦、津田繁、平井末茂、宮北昌和、米崎章。
(以下、(盲)は盲学校、(施)は施設、(個)は個人。)

1. 表記法改訂に関する意見

- ◆ 改訂点等について時間をかけて十分な広報活動をすべきである。全体の章だけについても修正が必要。(近点研)
- ◆ 改訂は最小限に。その論拠としては、(1)中途失明者や老人あるいは雑誌や施設などから情報を得ていない人などにも読みやすく書きやすい点字を。(2)規則は単純で例外を少く。(3)普通文字との対応は表音文字の枠の範囲で。(4)進学者のためには別の点字を。(5)コンピューターの先取りはよくない。(以上、大阪市盲など4盲学校・2施設)
- ◆ これに対し普通文字との対応を強く主張する施設や盲学校もあり、また視覚障害者の文字という意識が弱い(石川盲)という指摘もあった。
- ◆ 改訂の趣旨に全面的に賛成、ただし改訂後は各出版社や図書館は本則で表記してほしい、という強い要望が多数あった。

2. 特殊音に関する意見

- ◆ A案支持 —— 盲 4 施 3
- ◆ B案支持 —— 近点研 ただし「フ」 →
- ◆ C案支持 —— 施 1 個 1
- ◆ 現行支持 —— 盲 3 施 1 個 2
- ◆ 校内での調整がつかないところ —— 盲 3
- ◆ 修正案提案 —— 石川盲
- ◆ A案・A修正案・B案に支持者あり —— 関東委

3. 長音に関する意見

- ◆ 原案支持 —— 盲 2 個 1
- ◆ 原案本則支持・許容削除 —— 盲 2
- ◆ 現行支持 —— 近点研 盲 2 個 1
- ◆ 「イ列」、「リ列」以外は長音符 —— 盲 1 個 1
- ◆ 「イ」以外は長音符 —— 個 1
- ◆ 各列ともに長音符 —— 盲 1 個 1
- ◆ その他 関東委 には原案支持、現行支持の意見があり、なお未調整であったが、少くとも歴史的かなづかいに頼る説明は避けようということから、修正案を用意した。
- ◆ そのほか原案でも現行でもよいが少くとも許容はなくしてほしいという意見や、校内での意見の一一致がみられないというところもあった。

4. 「ようだ」と敬称のわかつ書きに関する意見

(1) 「ようだ」について

- ◆ 原案支持 —— (宣) 4
- ◆ 現行支持 —— (宣) 1, (個) 1
- ◆ 「ようだ」が助動詞かどうかは文脈で決まるから、切るか続けるかは文脈による —— (宣) 1
- ◆ 続けることを本則とし、あけることを許容とする —— (近点研)
- ◆ また(関東委)は現行と原案の支持者に分かれた。

(2) 敬称の「様」「君」について

- ◆ 原案支持 —— (宣) 2 (うち 1 案は、誤解のおそれがあれば縦横符を入れることを主張)
- ◆ 原案の本則支持、許容を認めない —— (宣) 1, (個) 1
- ◆ 現行支持 —— (宣) 5, (施) 2, (個) 2
- ◆ 愛称まで切る —— (宣) 1
- ◆ なお (近点研) は本則の中に許容も含めるという修正案を出している。

5. 文章記号とその用法に関する意見

(1) 文末の句点・疑問符・感嘆符について

- ◆ A案支持 —— (関東委), (近点研), (宣) 5, (施) 3, (個) 2
(ただし (近点研) では、疑問符・感嘆符が文中で使用される場合はなまよいとしている。)
- ◆ B案支持 —— (宣) 5, (個) 1
- ◆ なお、句点は使わない (宣) 1, 必要に応じて使う (宣) 1, 教科書にだけ使う (施) 1、などの意見もあった。

(2) 読点・中点について

- ◆ A案支持 —— (関東委), (近点研), (宣) 1, (個) 1
- ◆ B案支持 —— (個) 1
- ◆ 読点は A案、中点は 2 マスあけ —— (宣) 1
- ◆ 読点 B案、対等関係では A案 —— (宣) 1
- ◆ 読点・中点は使用しない —— (宣) 5, (個) 1
- ◆ 読点・中点の必要性は認める —— (宣) 3

(3) 空欄記号について

- ◆ A案支持 —— (宣) 4, (施) 1
- ◆ B案支持 —— (関東委), (近点研), (宣) 5, (個) 1
(なお、(関東委) では必要に応じて中の 横線 の増減を認めたいと主張。
(近点研) では 横線 を増加する規定を削除、教科書も同時に変更することを主張。)

(4) その他の文章記号

★「カギ」については、

- ◆ 従来のカギでよい —— (宣) 1, (施) 1

◆ 従来のカギを廢止し、開きと閉じのはっきりした記号を採用せよ——(直)2

◆ 点三五を本則に、点四六を許容にせよ——(直)1

などの意見があった。

☆「指示符」については、

◆ 明確な名称を与えるよ、

◆ ほかの形を検討せよ、

◆ 従来の指示符には発音記号に即した名称を考えよ、

◆ 使用範囲を限定しないように、

などの意見があった。

☆「伏せ字」については、

◆ (関東委)では三の点にマ行をあて、三三三(〇〇), 三三三(△△)
などを提案、

◆ (近点研)では数字に限って三三三を用いることを検討。

◆ その他、三三三, 三三三, 三三三, 三三三などの提案もあった。

◆ また、「伏字記号については規則にしないように」との要望もあった。

☆「文中注記」については、

◆ 三三三三三三を(関東委), (近点研), (直)1が支持、

◆ 三三三を提案(直)1もあった。

☆「詩行符」については、

(関東委)では ~[三三]~、

(近点研)その他から ~三三~ の提案があった。

☆その他、点詞性着法として

三三三～三三三、

角かっことして

三三三～三三三、

ローマ字の長音符として

三三～、

小文字符として

三三～ という提案があった。

また「段落挿入符」については「欄外引用符」の名称を変更する必要なしとの意見もあった。

これら以外に要望事項として、カタカナ記号の新設と、行末の連体修飾語が次の行頭に続く場合、「行末連続符」がほしい。という意見が1件ずつあった。

(6) その他の

以上のほか、数を含むことばの表記やわざ書き等、多くの意見が寄せられたが、それらについては表記法編纂作業の中で参考にさせていただくつもりである。また「日盲社協点字研究会」の審議内容や「点字毎日」紙上に掲載された意見なども参考にさせていただいたことを記しておく。

III. 決定された修正原案

「日本の点字・第3号」に記載された中間報告のうち、複数の原案を併記したものや各方面から多くの意見をいただいた問題について、今回重点的に討議した結果、次のことがらが修正原案として決定されたので、ここに理由を付して掲載する。（以下の章・項、ページは「日本の点字・第3号」）

1. 長音のかなづかい（主としてオ列長音）

第3章 1項 (7) (普通字版 P.12, 点字版 P.28) ウ列とオ列の長音は長音符を用いて書き表わすが、動詞の語尾は「ウ」を用い、オ列長音のうち次の一覽表に掲げた和語とその派生語は「オ」を添えて書き表わすものとする。

《例》 クーキ トーキョー オモウ

「オ」を添える和語の一覧表

オオイ(タイ)	オオウ(覆う)	オオキイ(大きい)	(し)オオス
オオセ(柳せ)	オオカミ(狼)	オオバコ	オオムネ(概)
オオヤケ(公)	オオヨリ(太凡)	コオリ(郡)	コオル(凍る)
トドコオル(帰る)	コオロギ	トオ(10)	トオイ(遠い)
イトオシイ	トオル(通る)	イキドオル(慣る)	ホノオ(亥)
ホオ(頬)	ホオ(ノ木)(朴)	ホオズキ	モヨオス(催す)

【許容】 教科書などの公の文書以外では、ア列、エ列およびオ列の和語の長音を、従来の慣習上長音符を用いて書き表わしてもよい。

《例》 オカーサン オネーサン オーキイ

理由 日本国民の一人としての視覚障害者が、社会的に発言し多くの情報を収集できるためには、単に視覚障害者相互のやりとりの手段としてだけではなく、普通の文字との対応関係を明確にしておく必要がある。ここで対応というのは、一致させることではない。現代かなづかいと点字かなづかいの共通点と相違点をまず明らかにしたうえで、相違点に規則性を持たせて、カナタイプの表記や点訳などでの切り替えを容易にする必要がある。その意味で、ア列やエ列とオ列の長音の本則と許容の関係をそろえ、点字の長音符

が普通文字の長音符と「ウ」とだけに対応するものに単純化しておく必要がある。また「ホノオ」「ホオ」「イトオシイ」「モヨオス」などの語は、従来から「オ」を添えるなど例外の例外を設けていたのは、体系的ではなかった。さらに、かなづかいで語の表意性を表わす場合、和語ができるだけかなを用い、長音符は外来語と漢語に限る方法が、同音異義語などをすこしでもわかりやすくすることができる。そのうえ現代かなづかいで育った40才以下の中途失明者や、教師あるいは点訳奉仕者にとって切り替えが容易なだけでなく、先天盲児が一般のかなづかいを学ぶ上での橋渡しつとなる。

そこで一覧表の語を「オ」で表わすことを本則とし、教科書などの公の文書で用い、それを読んでいるうちにしだいに慣れていくことを期待している。しかしながら読むことは問題がないにしても、今まで学んでこなかった人にとって今すぐ本則通り書くことは不安があるという意見もあるので、許容に積極的な意義を認めているのである。また派生語、ことに固有名詞ではかなづかいの乱れも見られるが、これは連濁や連呼と同様に日本語そのものの問題であるから、個別のケースごとに対処する必要がある。

2. 助動詞「ようだ」の わかち書き

第4章 1項 (2) (普通字版P.19, 点字版P.47) 助詞や助動詞は自立語または他の助詞や助動詞に続ける。

【例】 ヤマノヨーナ□タカナミガ□フネヲ□ヒトノミニ□シタソーダ。

【備考】 助詞や助動詞は単独で文の単位とはならず、文の中での役割や立場を明らかにするために自立語に添えるものであるから前に続けて書く。なお、助動詞の「ようだ」は続けるが、「ようだ」を形式名詞に助動詞「だ」を添えたものと認められる場合には区切る。

理由 現行の表記法では「ようだ」を助動詞の例外として取り扱っていたが、多くの学者が単独で文の単位とはなり得ないとみている「ようだ」を例外として区切る積極的な語法上の理由はない。しかしながら、一部の学者は「ようだ」を形式名詞に「だ」を添えたものとしている。そこでわかち書きの規則は原則を通し、「ようだ」の切れ書きの判断は書き手の文法上の解釈に委ねることとした。

3. 敬称などのわかつ書き

第4章3項(2) (普通字版P.25, 点字版P.64) 人名の後に敬称・尊称・官位などが続く場合、それらが漢字2字以上の名詞であれば区切り、それ以外は続けるつなぎ符をはさんで続ける。ただし理解を容易にするために、人名と「様」「さん」「くん」「殿」「氏」などの間は区切って書く。

【例】 ユカワ□ヒデキ□ハクシ ヤマガタヨー オオイモケ
メジチモケ ラッセルモキヨー ヤマダ□サン サトーモサマ
キン□クン

【注意】 愛称の場合や普通名詞と接辞の場合は続けて書く。

【例】 ハナコチャン サガナヤサン

【理由】 人名の後の敬称・尊称・官位などが漢字2字以上の名詞であれば複合語の構成要素の場合と同様に、独立性があるから区切る。それ以外は漢字1字の接辞の場合が多いので人名との間は区切りがたい。しかしながら人名に接辞を添えたものなのか、造語要素を加えて他の普通名詞を構成しているのかがわからにくくなる場合があるので、人名を強調するためにつなぎ符を入れる必要がある。ことにかなで書かれた外国人の人名や、なじみの少ない人名と接辞の間は判断しにくい。この場合、「様」「くん」「殿」「氏」などについては、つなぎ符を用いずに区切る方が読みやすいとの意見が強かった。問題点として、愛称と敬称との区別や、人名と普通名詞との区別が判断したい場合が多いので、「ただし」以後については姓と名から成る人名と「様」「さん」「くん」「殿」「氏」などの間だけを区切ることにし、あとはつなぎ符で処理した方がよいのではないかという意見もあったが、用例の整理と条文の決定の段階で検討することとした。

4. 文章記号とその用法

(1) 文末の句点・疑問符・感嘆符のあととのマスあけ (第5章1項(1),(2))
文末では2マスあけとし、文中や見出し項目を表わす符号のあとなどは1マスあけとした。
(普通字版P.27, 点字版P.69, P.70)

これは、触読する場合、読点や中点のあととのマスあけよりも多くあいている方が区切り目がはっきりするためである。まして読点や中点の代りに2マ

スあけをする場合には文末の区切り目の方が大きい方がよい。またアメリカでは1マスあけというが、次が大文字符で始まるので実質的には1マス半である。さらに今まで用いてきた1マスあけと2マスあけの印刷物では、2マスあけの方が早く読めるという長所が指摘されている。なお句点を用いずに2マスあけを許容とするかどうかについては今回検討されていない。

(2) 読点と中点の用法 (第5章 1項(3),(4). 普通字版P.28, 点字版P.69~73)

読点や中点は必要に応じて使うこととし、これらを省略する場合1マスあけにするか2マスあけにするがあるいは前に続けるかなどについて、明確に例示することとした。

読点や中点は全面的に採用すべきであるという意見もあったが、現在これらがあまり用いられていないというだけではなく、一般的の用法もさまざまである現状を考えて、必要に応じて用いることとした。またわかつ書きを前提とする点字の句読法について、独自の用法を決めるることは現在では困難であるから、「必要に応じて」の判断は書き手や出版社に委ねることとした。

(3) カギや指示符類の用法 (第5章 3項(1),(2). 普通字版 P.30, 点字版 P.77~78)

セキ(開きと閉じの明らかなカギを含む)や二重カギあるいは3種類の指示符などについては原案を修正しないこととしたが、その用法については無用な使いすぎを避けるために、詳しい用例を作ることとした。

また試験問題などでは、これらの指示符類を用いないで、行がえするか次の行に棒線などのアンダーラインを書くなどの方法についても検討することとした。なお従来の指示符はその名称を変え、発音記号などの特定の用途に限定することとした。

(4) 段落挿入符・星印・文中注記の用法 (第5章 3項(3), 4項(4),(5))

従来の欄外引用符の名称を段落挿入符と (普通字版P.30~32, 点字版P.78, 79, 81, 82)

して用法を明確にすること、星印の用法を限定し新たに文中注記符を定める、という原案はそのままとした。文中注記符としては三引の記号を採用し、数字が付く場合にはこの記号の間にはさむこととした。その用法は次の通りである。

第5章 4項(5) (普通字版P.32, 点字版P.82) 欄外の注と対照させたり、特定の語句に注意を引く必要のある場合、その語句の直後に文中注記符を避け

て用い、その後はわかつ書きの規則による。

〔例〕 ワガハイワ□ネコデ□アルトージ トージ
アメリカノ□ダイトーリョー。

【注意】 文中注記符を用いる場所は語句や文の直後とするが、点訳などで原本に忠実にする必要のある場合は文頭や語頭あるいは語中などに用いてよい。

〔理由〕 この記号の場合、触読に際してあまりじゃまにならず、必要性を感じない読者は無視しやすい。前後に半マスあいているのでわかつ書きの規則に従がいやすいうえに、数字を割り込ませても前後の関係に変化をきたさない。さらに、原本に忠実するために文中のどの位置に入れても誤読のおそれがない。

(5) 矢印・棒線・点線の長さ (第5章2項(3), 4項(3), 5項(1). 普通字版P.29, 31, 32)
点字版P.74, 75, 81~84)
必要に応じて矢印の長さを増減したり、棒線や点線を増すことができるという原案を確認し、運用の便をはかった。

(6) 空欄記号とその用法 (第2章2項(6), 第5章5項(2). 普通字版P.9, 32, 点字版P.21, 84, 85)
空欄記号は とし、その用法を次のようにする。

第5章5項(2) 学習書や試験問題などで、隠された語句や文または記号などを表わす場合に空欄記号を用いる。空欄記号の前後の切れ継ぎはわかつ書きの規則や他の文章記号の用法に従う。空欄の中やそばに数字やアルファベットまたはかななどの記号がある場合には、空欄記号の前か後に続ける。なお空欄の大きさを漠然と表わすために中の と増減し、空欄の数を表わすためには とその数だけ続けて書いてよい。

〔理由〕 従来一部で用いられていた では前後のマスあけや記号の添え書きなどで問題がある。また日本語の体系の中ではかなと読み違えるので、 の方を採用した。この記号では先に示した用例では問題がない。そこで数学記号や理化学記号、あるいは外国語記号などを用いる場合や、それらを混せて使う場合も、統一してこの記号を用いることとした。

(7) 角かっことその用法 新たに ～ の記号を角かっことし、丸かっこと区別するために用いることとした。山形かっこなども角かっこで表現してもよい。

(8) アクセント符ヒストレス符およびその用法

アクセント符は従来通り 三~とするが、その用法はアメリカやイギリスと同様に変母音を表わすものに限定する。またこれと同じ意味で、ローマ字の長母音を表わす記号にも用いることとした。

新たに第1次ストレス符 三~、第2次ストレス符 二~を定めた。

これは日本と同じジョーンズ式の発音記号を用いているイギリスと同じ記号にし、用法を同じにしたのである。そこで英語のアクセントはストレスアクセントであるから、辞書などの発音記号に伴う第1次アクセントは第1次ストレス符を用い、第2次アクセントには第2次ストレス符を用いることになる。第2次ストレス符は従来と同じであるが、第1次ストレス符は従来の三から変ることになる。このような変更を行ったのは、従来アクセント符という言葉から用法を取り違えていた問題について、日本だけの英語表記をやめ正しい用法に変えるためである。

5. わかち書きの条文の変更

第4章(普通字版P.18,点字版P.43)の標題を「語句の関係とわかち書き」から「語の関係とわかち書き」に変更した。また「1. 文の単位とわかち書き」の中の条文を8項目から5項目に整理し、理解しやすいような表現に改めた。

これはわかち書きのしかたそのものについての実質的な変更はないので、ここでは条文の掲載は省略する。特にこの部分の資料を必要とされる方はその旨日本点字委員会事務局に請求されたい。

IV. 継続審議の課題

今回の第10回総会までに日点委として一つの原案にまとめることができなかった課題や、実質上の見通しについてまだ十分な検討が終了していない課題、および時間が不足して次の総会に延期した検討課題などを記載する。これらの課題に対して各方面からのご意見をいただくことを期待している。

1. 特殊音（主として外来音）記号

特殊音については、現行の一部を修正するA案、特殊音符を前置してかたかなと対応させようとするB案、および小文字符用いたC案の三つが「日本の点字・第3号」で提案されていた。このうちC案は触読性の上から採用することは困難なので除外することとした。またA案について数種類の修正案が日点委に寄せられたが、その中から石川県立盲学校と石川県視覚障害者協会点字図書館からの共同提案は合理的な体系を持っているので今回取り上げることとした。そこで今回は、

現行に最も近いA案を

第1案

A修正案でかたかなとの対応も考慮した石川案を 第2案

かたかなとの対応が明確なB案を

第3案

と呼ぶことにした。なおこのいずれの案でも、語頭の小文字や、促音以外の小文字が二つ以上続くような、きわめてまれな場合は小文字符を用いるか別のかなに置き替えるなどの配慮が必要である。今回は紙面の都合で用例を省き、対照表と三つの案の特長だけを記す。

(1) 第1案の特長

第1案は現行の 三短 と 三双 を 三短 と 三双 に変えるだけで、最も変更点が多い。現行の特殊音点字記号は濁音や拗音と同じく2マス記号で、前置点と2マス目の 三短 の点の組み合わせで特定の子音を表わすローマ字式構成法をとっている。ところがこの第1案は2マス記号という長所を受け継いでいる

特殊音点字記号改訂案一覧

かたかな (普通字)	現行	第1案 (旧A案)	第2案 (石川案)	第3案 (旧B案)	発音
ウィ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(wi)
ウェ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(we)
ウォ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(wo)
ヴァ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(va)
ヴィ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(vi)
ヴ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(vu)
ヴェ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(ve)
ヴォ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(vo)
クワ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(kwā)
グア	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(g wā)
シエ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(ʃe)
ジエ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(dʒe)
チエ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(tʃe)
ツア	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(tsa)
ツイ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(tsi)
ツエ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(tse)
ツオ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(tso)
ティ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(ti)
ディ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(di)
テュ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(tju)
デュ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(dju)
トウ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(tu)
ドウ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(du)
ファ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(fa)
フィ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(fi)
フェ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(fe)
フォ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(fo)
イエ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(je)
ヴュ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(vju)
フュ	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	(fju)

が、ローマ字式構成法としては例外的である。特に前置点に三を加えれば同じ系列の無聲音が有聲音化するという濁音の原則がくずれている。これは現行の特殊音の体系を守りながら外字符との混同を避けるためにはやむを得ない例外措置であるという意見もある。一方、このような修正を行わずに外字符の方を変えて、特殊音点字は現行のまゝとせよという意見もある。しかしながら他に適當な1マスの前置点はないし、大文字符との組み合わせで区別する方法も小文字の場合に適さない。また外字符を廢して外国語引用符と兼ねると、前後の接続關係やマス数に影響がある。しかも最近の出版物では単位の記号などを含めて外字符の頻度の方が特殊音の三三三や三三三の頻度よりもはるかに多いのに、特殊音の体系を守るために外字符を変えるのは実際的ではない。

このように、第1案は二つの例外を設けるだけで、現行のニマスの特殊音点字の体系を守りながら外字符との混同を避け得るという長所がある。しかしながらかたかなとの体感關係は不明確で、特殊音の前置点が8種類もあって記憶しにくいという現行の体系の欠点はほとんど解消されていない。

(2) 第2案の特長

第2案は現行と同じ2マス記号で、「ティ」「ティ」「トゥ」「ドゥ」「ヴァ」
「ヴィ」「ウ」「ウェ」「ウオ」の九つだけが「三三三」「三三三」「三三三」「三三三」「三三三」
「三三三」「三三三」「三三三」に変る。これは現行の特殊音のローマ字式構成法の例外が九つあるとみられがちであるが、それとは根本的に異なり、2マス記号でかたかな構成法と対応させたものである。

かたかなでは拗音と特殊音を表すのにア列以外のかたかなとア行とヤ行の小文字を組み合わせている。そこで数種類の前置点で最初のかたかなが何列で濁点や半濁点がついているかどうかということと、次の小文字を省略することを同時に表わし、2マス目の点字で最初のかたかなの行と小文字の列とを組み合わせた文字を表わしているのがこの第2案である。

この体系では現行の拗音すべてと18の特殊音は現行のままでよく、九つの変更を行うだけで、2マス記号でかたかなとの対応ができるのである。具体例をあげると、三三三はかたかなで「シェ」と書くが、「シ」はイ列でサ行であるからイ列字母省略点の三に小文字の示すエ列のサ行の文字線を加えたと考えるのである。「三三三」の場合は「ファ」と書くから、ウ列字母省略点の三にハ行ア列の品を組み合わせたと考えるのである。前置点と省略される小文字との関係は次の通りである。

① イ列字母小文字省略点 = 三～(清音), 三～(濁音), 三～(伴濁音) 【や, ゆ, エまたはよ】

[備考] イ列のかたかな(字母)と小文字を省略してその字母の行で小文字

の示す列の点字と組み合わせる。そこですべての拗音と 三三 (シェ), 三三 (ジエ), 三三 (チエ) は現在のまま使えるほかに、三三 (イエ), 三三 (キエ), 三三 (ヒエ)などを作ることができる。なおパ行についてはこの省略点以外は使えない。

⑩ ウ列字母小文字省略点 = 三 ~ (清音), 三 ~ (濁音) [ア, イ, ユ, エ, またはオ]
〔備考〕ウ列のかたかなで表わされている17の外来音のほかに、三三 (ヴュ), 三三 (フュ), 三三 (スイ)などを作ることができる。三三 は小文字がないから濁点で表わす。

⑪ エ列字母小文字省略点 = 三 ~ (清音), 三 ~ (濁音) [イまたはエ]

〔備考〕エ列のかたかなで表わされている四つの外来音などを表わす。なおその他の特殊音を表現する場合、パ行だけでなく、ハ行も使えない。

⑫ オ列字母小文字省略点 = 三 ~ (清音), 三 ~ (濁音) [ウ]

〔備考〕「トゥ」「ドゥ」にだけ用いる。ウ列字母小文字省略点には小文字の「ウ」がないから、同じ前置点を用いる。これだけ例外とはなるが、前置点の種類を増やすよりはよい。

この第2案は2マス記号で、現行の特殊音と変更した九つについてもイメージが似ている。ほかの記号とまぎらわしい前置点の 三 ~ , 三 ~ を除いて6種類にしている。拗音と特殊音のローマ字式構成法の立場を離れて、かたかな構成法との対応関係を明らかにしている。しかしながら、かたかなとの対応づけの法則を理解するのがむずかしい。ことに省略される小文字のア行とヤ行の区別については列が重っていないから混同はないけれども、拗音と三三 (テュ), 三三 (デュ), 三三 (ヴュ), 三三 (フュ) はヤ行、あとはア行と記憶する必要がある。また現行の外来音点字がもっていた三三 (ティ), 三三 (トゥ), 三三 (ディ), 三三 (ドゥ) の行と前置点との対応や、三の点が [j] という発音を表わすという法則性はくすぐれる。

(3) 第3案の特長

第3案は拗音を現行のままにして、特殊音だけをかたかな構成法に明確に対応させたものである。三 ~ (清音) と 三 ~ (濁音) の2種類の前置点とかたかなと同じ2マスの点字を組み合わせた3マス記号である。2種類の前置点は特殊音であることを示すとともに次のマスのかたかなが清音か濁音かを示し、最後のマスが小文字のかたかなであることを示している。また 三三 (ア) の三三 は [t] を表わし、三三 (ア) の三三 は [f] を表わすというふうに、最初の2マスが特殊音の子音を表わし、最後のマスが母音を表わすと考えて一覧表以外の特殊音を表わすことができる。ただし「ピエ」などのような半濁点を含むものや語頭の小文字または促音以外で小文字が二つ以上続くようなきわめてまれな場合は小文字符を用いて表現するなどの配慮が必要である。

特殊音記号を知らない人でも、2マス目と3マス目の点字からそれらしい音で読むことができる。三點三 (シェ), 二點三 (ヂェ), 三點三 (チエ), 二點三 (ティ), 二點三 (デイ), 二點三 (トウ), 二點三 (ドウ), 二點三 (テュ), 二點三 (デュ)などでは2マス目の点字にまどわされて前置点との組み合わせで表わしている子音と同じむねにやゝ抵抗があるが、二點三 (ウイ), 二點三 (クエ), 二點三 (ウオ), 二點三 (カ), 二點三 (ガ), 二點三 (ツア), 二點三 (ツイ), 二點三 (ツエ), 二點三 (ツオ)などでは、2マス目の点字にひかれてかえって原音に近い発音を引き出すことができる。また二點三 (ファ), 二點三 (フィ), 二點三 (フエ), 二點三 (フオ), 二點三 (ヴァ), 二點三 (ヴィ), 二點三 (ヴエ), 二點三 (ヴオ)では二點三を「f」, 二點三を「v」と、子音としてなじめば問題はない。なお二點三 (ウイ)については小文字がないから濁点で表わすのがよい。

盲入人口の大部分を占める中途失明者はかたかな構成法を知っているからこれを理解し習得するのは楽である。また先天全盲もカナタイプの表記への移行などが容易である。しかしながら、この第3案の問題点として次の二つがあげられる。特殊音の出現頻度は1パーセント以下で、1ページか2ページに1回程度しか出てこないから実害はないというものの、3マス記号であるという点で問題となる。もう一つは過渡期の問題である。すなわち全面改訂だけにかえって混活はなくて、知らなくても読めるという面もあるが、二點三 (フエ), 二點三 (ティ), 二點三 (テュ), 二點三 (トウ) の四つは現行の二點三 (ツイ), 二點三 (ツエ), 二點三 (ツオ) とまちがえて読むことが考えられる。

2. その他の記号

(1) 小文字符

小文字符はカナタイプ表記などでかたかなの構成を教えるときに用いたり、特殊音点字記号で表わせない特殊音を忠実に表わしたいときに用いるものである。小文字符の使用目的を明らかにすることとともに、小文字符で表わす小文字を「ア, イ, ウ, エ, オ, ャ, ヲ, ョ, ワ」だけに限るかどうかという問題もある。それによって「三~、二~、一~、三~、二~、三~」などのどの点がよいか判断することが触読性とともに必要である。「三~、二~、三~」の3種類は小文字の三や二と繋いで読みにくくなる。触読性では三~か二~が最もよいが小文字の三を促音符で書くと決めないと採用できない。

(2) 伏せ字記号

伏せ字については文字と数字に分けて多くの提案があったので列挙する。

文字	三三三三三	○○	なおこれらの記号を伏せ字の数だけ用いる。マスあけはわかつ書きの規則に従う。
	三三三三三	△△	
	三三三三三	××	
	三三三三三	□□	
その他			その他

数字 --- 三三三三三を伏せた数字の数だけ用いる。誤読のおそれのないときは三三三三三を省略して三三三三三だけを伏せた数字の数だけ用いる。マスあけはわかつ書きの規則による。

その他の提案 --- その他に三三三三三（○○）、三三三三三（××）などをその伏せ字の数だけ書くという提案や、三三三三三を用いるという提案もあった。さらに、伏字の代りに疑問符を用いる場合の検討も必要との提案もあった。逆に、特定の記号を作らない方がよいとの意見もあった。

(3) 詩行符

詩行符については、前の詩や記号に続けて～三三三三三を用い後を1マスあけるという提案と、三三三三三を用い前後を1マスあけるという意見が検討された。また連の表記やくりかえしについても検討された。これらは第6章の書き方の形式で扱うこととした。

(4) かたかなや漢字を示す記号

現行の点字はかな文字体系で構成されているが、普通の文字のひらがな、かたかな、漢字などの使われ方を指導するときなどに使う記号が欲しいとの要望があった。何も付けないのをひらがなとして、かたかなを表わす記号や漢数字を表わす記号あるいはこの部分が漢字で書かれていることを示す漢字指示符などについて慎重に検討することとした。なお漢字の点字については相互変換用点字専門委員会でかな体系の検討が終りしだい取り上げることとした。

3. かなづかいとわかつ書き

かなづかいの問題では、数を含むことばの表記やアルファベットの表記および数字やアルファベットヒカなどの相互関係などについて今後検討する必要がある。わかつ書きについては、複合語や固有名詞の規則と用例についてきめ細かな検討が必要である。

なおこれらの実質的な検討が終ったときに、条文や用例の整理と全体の編集の問題が残されている。

V. 総会決定事項

1. 点字楽譜専門委員会の設置

点字楽譜の表記には各種の方式があり、現在それらが各人の好みによりかなり自由に行われている。もちろんいすれもまちがいというのではなく、一定の方式に基いて書かれてはいるのだが、ある方式で書かれた場合に、特定の人々には便利であっても他の人々には不便なものとなることが考えられる。また点字楽譜出版の少い我國の現状では、個人間の貸借も行われるものと思われる。こうした場合、もし一つの方式が確立していればたいへん便利であり、かねてから点字楽譜について再検討すべきだという声もあった。今回それが具体化して、音楽科設置校連絡協議会および日盲連音楽部から日点委に対し、「点字楽譜専門委員会」を設置したい旨の申し入れがあった。

日点委ではこれを承認したが、その後関係者から、昭和53年2月3日午前10時より午後5時までの予定で付属会場として、第1回専門委員会を開催するとの報告があった。なお委員に關しては、日盲連音楽部長から10名の報告があったが、それ以外にも呼びかけたいとの意向もあり、第1回専門委員会当日正規の委員が選出され、かつ今後の研究計画も組まれるものと思われる。報告のあった10名の委員に関しては總会において承認。日点委側委員としては、永井、宮田、阿佐の3名があたることとなり、点字・墨字両楽譜に造詣の深い人としてボランティアの加藤氏（京都）を委嘱することとした。日点委側としてはその他にも点字・墨字両方の楽譜に明るいボランティアの方を委員に委嘱する予定で現在交渉中である。

2. 規約の一部改正

日本点字委員会は、盲教育界（全日盲研）および社会福祉界（日盲社協）から各5名ずつの委員が選出され、それに若干名の学識経験者を加えて構成されている。委員の任期は6年である。今回の總会で任期6年は長すぎるとの意見があり、討議の結果任期を4年に短縮し、かつ両界からの選出委員を1名増加して各6名にするという案が承認された。選出母体の了解を得て、第3期の委員からはこの案が適用されることと思われる。現在の委員は、関東・関西・東海の3地区から選出されているが、増員する委員については、原則としてこれら以外の地区から選出することも合わせて確認した。

VI. あとがき

ことばは時代とともに変化する。表記法も時代の要求に応じて変化してきた。それは自然の成り行きであり、点字についても言いうことである。

衆知の通り、点字はその表音文字としての特長を生かして、独特の表記法を確立し、盲人の文化生活やコミュニケーションの手段として欠かせないものとなってきた。しかし、時代が進むとともに盲人のコミュニケーションの場も拡がり、ことにかな文字タイプライターの普及はその気運を高めている。かな文字タイプ[®]は言うまでもなく晴眼者との交流に役立つものであり、今後ますますその普及が予想される。かな文字を晴眼者との交流に用いるとすれば、その表記法は当然一般のかな文字表記法に従わなければならぬ。点字を単に盲人のみの文字と考えるならば、その特長をフルに生かした独自の表記法をもつのもよいであろうが、かな文字を使う機会が多くなるとすれば、同じ表音文字であるこの両者間に表記上の大きい差があることは、不自然でもあり、不便でもある。そこで、点字の表記を現代かなづかいに近付けるべきだという意見が起ってきた。他方教育上の問題として、盲学校の国語担当教員の間に、点字にも句読点を採用した方がよいという主張が出てきている。文脈を正しく把握するためには、やはり、句読点が必要だというのである。また、少數ながらオフタコンが輸入されて、かな文字などを直接指先で読もうとする試みも行われている。つまり、点字のみの世界にとじこもっている時代は過ぎ去ろうとしているのであって、これもまた、時代の要求ということができるであろう。その他、点訳運動などを通じて、晴眼者の中にも点字を理解する人が徐々にではあるが増えてきている。こうしたことを考えると、点字はこれをマスターしようとする晴眼者の問題でもあるわけである。こうした現実の中で点字はどうあるべきか、やはり一考を要するときがきているように思われる。

日点委としてはこうした現実をふまえ、さらに点字のもつ特長を大切にしながら、より合理的体系的な表記法を求めて作業を進めてきたのである。一部には現行の表記法を改訂することに絶対反対という声もあるが、現状と将来を展望し、また日点委の意のあるところもよくみとりいただき、ぜひ前向きのご協力をたまわりたいものと考えている。

なお、本総会で継続審議となった事項も多く、これらについても次回総会においてはぜひ結論を出さなければならぬ必要性にせまられており、日点委としてはできるだけ広範囲の方々から多教の意見が寄せられることを期待している。次の要領によりぜひご意見をお聞かせいただきたいものと思う。

- (1) 意見は文書で具体的に示し、その理由も書きそえていただきたい。
- (2) あて先は日点委事務局(1ページに記載)
- (3) メ定期日は昭和53年3月15日とする。

以上よろしくお願ひいたします。

〔「日本の点字」編集部〕